

院外処方

はじまります

問合せ 今庄診療所 ☎45-00030

今庄診療所では、平成23年8月1日から院外処方せんが発行がはじまります。

院外処方って…?

これまでのように、診察のあとに診療所で薬を受け取ることがなくなります。

医師が診察後に、院外処方せんを患者様にお渡ししますので、患者様がその処方せんを持って院外の調剤薬局に行き、薬を受け取るようになります。

※原則、すべての外来患者様が対象。

院外処方になるとどうなるの？

- ①かかりつけの薬局で、薬の詳細な説明を受けることができます。
- ②複数の医療機関から薬をもらっている方は、薬の飲み合わせ不良や重複投与の危険を教えてください。
- ③安価で安全が確立されているジェネリック医薬品への変更も容易になります。

国や県では院外処方の実施を強く推進しています。患者様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

南越前町農業委員会委員選挙

平成23年7月31日の任期満了に伴い、南越前町農業委員会委員選挙を行います。

農業委員定数 14人

告示日 平成23年7月5日(火)

投票日 平成23年7月10日(日)

立候補者説明会 平成23年6月27日(月) 午後3時～

役場別館2階第1会議室

問合せ 南越前町選挙管理委員会

☎47-80000

南越前町水田賃借料のお知らせ

農地法が改正されたことに伴い、従来の標準小作料の制度は廃止となりました。そこで、標準小作料の代わりに、農地の賃借料をお知らせします。

この額は、あくまで「賃借料の目安」となるものであり、賃貸借当事者の話し合いで賃借料を決定してください。

問合せ 農業委員会

☎47-80001

【田/10a当たり】

地区	平均額	最高額	最低額
南条	10,264円	16,000円	3,400円
今庄	6,448円	10,000円	3,000円
河野	3,731円	6,100円	2,700円
町内全域	8,743円	16,000円	2,700円

平成23年7月1日から

お米の産地がわかります!

平成23年7月1日から、「米穀類の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」により、小売店等で販売されるお米や米加工品の容器・包装、外食店のメニューなどで、消費者が原料米の産地がどこなのかを知ることができるようになります。

対象となる品目は次のとおりです。

【小売店等で販売されるもの】

お米(玄米・精米等)、米粉、もち、だんご、おにぎり・弁当、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留焼酎、みりんなど

【外食店等で提供されるもの】

米飯類(白飯・すし・チャーハン・オムライス・カレーライスなど)

※平成23年7月1日以降に生産者が出荷したお米から産地情報伝達の義務が生じます。

問合せ

北陸農政局 福井農政事務所
TEL0776-3513225
産業振興課 ☎47-80001

消費流通課

